

えびたつべ漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の許可の申請期間および制限措置

1. 申請期間

令和8年9月15日から令和9年9月30日までとする。

2. 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 するもの）	定数なし	5トン 以下	127 キロ ワット以 下	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 しないも の）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者